

# いちほら病院

## 訪問リハビリテーション

### (介護予防訪問リハビリテーション)

## 重要事項説明書

目次	1
事業所の概要	2
営業時間	2
リハビリ担当者が休みの場合	2
利用者様がリハビリをお休みする場合	2
当事業所のサービス方針	3
サービスを利用できる方	3
サービス内容	3
ご利用料金	4、5
訪問時の車の駐車場所に関して	5
利用料金徴収方法等	6
秘密保持義務	7
写真・動画の撮影について	7
事故発生時の対応	7
感染症予防及びまん延防止対策	7、8
高齢者の虐待への対応	8
相談窓口、苦情対応	8

訪問リハビリに関する書類等は  
ファイルへの保管をお願い致します

## 【事業所の概要】

事業所名	いちほら病院（訪問リハビリテーション）
所在地	本体（病院）：〒300-3295 つくば市大曾根 3681 出張所：〒300-1271 つくば市桜が丘 16-3
連絡先	《電話番号》 本体：029-886-7335（直通） 出張所：029-846-5115（直通） 《FAX 番号》 029-877-0313（本体） ※何かありましたら、上記の連絡先へご連絡ください。 出張所が不在の際は、自動的に本体に転送されます。 ご連絡は下記の営業時間内をお願い致します。
サービス提供地域	つくば市及び当事業所から片道 15km 以内の地域

## 【営業時間】

月曜日～金曜日 8時30分～17時30分  
(訪問実施時間：9時00分～17時30分)

※基本的に、土・日・祝日・年末年始はお休み

## 【リハビリ担当者が休みの場合】

リハビリ担当者が休みの際は、お休み対応もしくは別日への振替や他スタッフによる訪問とさせていただきます。急な休みの場合は、当日電話にてご連絡させていただきます。

## 【利用者様がリハビリをお休みする場合】

リハビリをお休みする際は、休みが決定した時点で訪問時にお伝えください。急な休みの場合は、上記の連絡先にご連絡をお願いします。リハビリ担当者が不在の際は、他のスタッフへご伝言下さい。

## 【当事業所のサービス方針】

病気や障がいを持ちながらも、その人らしくより快適に安心して家庭生活を送れるよう自立支援致します。また、心身の機能の維持・回復を目指しながら、リハビリを実施致します。

## 【サービスを利用できる方】

- ・介護保険にて要支援および要介護認定を受けられた方
- ・指示医が訪問リハビリを必要と判断された方

※3ヶ月以内に1度、主治医への定期的な受診が必要です。

主治医より定期的に情報提供を頂く際、書類代がかかることがあります。  
詳しくは主治医にお尋ねください。

※3ヶ月以内に1度、当院医師の診察が必要です。

## 【サービス内容（理学療法士 PT 作業療法士 OT 言語聴覚士 ST の訪問）】

当事業所は利用者様の要望および指示医の指示書、居宅サービス計画書に沿ってリハビリテーション実施計画書を作成し、利用者様及びその御家族様に説明致します。

- ・関節の拘縮予防
- ・筋力強化運動（自主トレーニングの指導含）
- ・基本動作練習（起き上がり、立ち上がり、車椅子移乗練習等）
- ・日常生活動作練習（食事、衣類の着脱、トイレ、入浴動作等）
- ・移動動作の練習（歩行等）
- ・摂食、嚥下機能向上練習（飲み込みの練習等）
- ・コミュニケーション能力向上練習
- ・社会、余暇活動の練習（農作業、園芸、パソコン、外出練習等）
- ・福祉用具、住宅改修のアドバイス 等

## 【ご利用料金】

### リハビリご利用料金

---

- ・基本単位 要介護認定 308単位/20分
- 要支援認定 298単位/20分  
(要支援認定のみ：利用開始日の属する月から12月超えた場合は30単位/回減算)
  
- ・サービス提供体制強化加算（I） 6単位/20分
- ・短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日
  - \* 病院（施設）から退院（退所）した日、または要支援・要介護認定の効力が生じた日から3ヶ月以内の期間に、週2日以上リハビリを行った場合
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日
  - \* 認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が認められた方に対して病院（施設）から退院（退所）した日、または訪問開始日から3ヶ月以内の期間に、週2日を限度としてリハビリテーションを集中的に行った場合
- ・退院時共同指導加算 600単位/回
- ・口腔連携強化加算 50単位/回

#### \* 要介護認定のみ

- ・リハビリテーションマネジメント加算（イ） 180単位/月
- ・リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 213単位/月
- ・移行支援加算 17単位/日

※自己負担額はお持ちの書類によって異なる場合がございます。

介護保険証、介護保険負担割合証、指定難病受給者証等をお持ちでしたら、ご提示をお願い致します。

## ご利用料金の算定方法

---

$$\boxed{\text{月の単位合計}} \times \boxed{1 \text{ 単位単価 (10.55 円)}} - \boxed{\text{保険請求額 (70\sim 90\%)}} = \text{ご利用料金}$$

\* 例 1) 要支援認定の方が、1日2回(40分)のリハビリを月計4日利用した場合

$$\{(298 \text{ 単位} \times 2 \text{ 回} \times 4 \text{ 日}) + (6 \text{ 単位} \times 2 \text{ 回} \times 4 \text{ 日})\} \times 10.55 \text{ 円} = 25657.6$$

$$25657 - 23091 \text{ (保険請求額)} = \underline{2,566 \text{ 円}} \text{ (一割負担の場合)}$$

\* 例 2) 要介護認定の方が、退院後3ヶ月以内に、1日3回(60分)のリハビリを週2日ずつ、月計8日利用し、リハビリテーションマネジメント加算(口)を算定した場合

$$\{(308 \text{ 単位} \times 3 \text{ 回} \times 8 \text{ 日}) + (6 \text{ 単位} \times 3 \text{ 回} \times 8 \text{ 日}) + (17 \text{ 単位} \times 8 \text{ 日}) + (200 \text{ 単位} \times 8 \text{ 日})$$

$$+ 213 \text{ 単位}\} \times 10.55 \text{ 円} = 100066.7$$

$$100066 - 90059 \text{ (保険請求額)} = \underline{10,007 \text{ 円}} \text{ (一割負担の場合)}$$

## 交通費

---

- ・つくば市及び事業所(出張所)から片道15km以内は**無料**
- ・つくば市以外で片道16km以上の地域は**1km毎に33円**(税込)
  - \* 徴収は往復分になります。(1kmにつき66円)

例: つくば市以外で片道18kmの場合  $3 \text{ km} \times 66 \text{ 円} = 198 \text{ 円}$

※距離数はルート検索された中で、事務所からの最短距離を提示致します。

※訪問の際は、交通事情により訪問時間が予定より遅れることもあります。

10分以上遅れる場合はご連絡させていただきます。

### 【訪問時の車の駐車場所に関して】

訪問の際は、基本的に車をご自宅の敷地内や駐車場等に駐車させていただきます。駐車が難しい場合は、他に駐車場所をご用意頂くか、必要に応じてコインパーキング等の利用料の支払いをお願いすることもあります。

尚、路上駐車に関してはご相談とさせていただきます。

## 【訪問リハビリテーション利用料徴収方法等】

### 1. 訪問リハビリ利用料及び実費利用料の徴収方法

利用者様のご指定の口座からの自動引落となります。

自動引落の申し込みは、ご契約の際に、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」へご記入頂きます。その際、「申込者」は利用者様のお名前をご記入下さい。

### 2. 振替手数料

ご請求の都度、振替手数料が85円（税込）発生致します。振替手数料は利用料と併せてご請求させて頂きます。請求書および領収書への記載は「振替事務手数料」となります。

### 3. 請求対象期間および請求書の発行方法

毎月1日から末日までの利用金額の合計にて請求書を作成し、翌月15日頃に郵送致します。

### 4. 自動引落日

上記ご請求金額は、請求書到着月の翌月4日（ご利用月の翌々月）にご指定の口座より自動引落させて頂きます。尚、通帳へは以下に印字されます。

銀行・信金・信組・労金・農協 ⇒ 「RL）ケンユウカイ」

郵便局 ⇒ 「ジハライ リコーリースダイコウ」

（金融機関によっては文字数の上限により途中までしか印字されないこともあります。）

### 5. 領収書の発行について

領収書は引落の月の15日頃に、前月分の請求書と併せて郵送致します。

原則、領収書の再発行は致しませんので、大切に保管して下さい。

### 6. その他の留意事項

書類の回収状況によっては、自動振替手続きが間に合わないこともあります。

その際は、翌月分と合わせての引落とさせて頂きます。

一部事情により、指定の口座への振り込みをお願いすることもございます。

## 【秘密保持義務】

事業者及びその従業員は、在職中および退職後も、訪問リハビリを提供する上で知り得た利用者様又はその家族様の秘密を守ることを義務とします。

主治医やサービス担当者間においては、利用者様又はその家族様の個人情報を提供する場合があります。

## 【写真・動画の撮影について】

利用者様の写真・動画を撮影する際は、個人情報保護および人権擁護に配慮し、事前に利用者様もしくはご家族様の同意を得ます。撮影した情報は施錠可能な場所に保管し、同意後も情報破棄の要望があった場合は、速やかに対応致します。

## 【事故発生時の対応】

訪問リハビリの提供により事故が発生した場合は、医療法人健佑会の安全管理委員において速やかに対応致します。また、賠償すべき事故が発生した場合も同様に、安全管理委員会において速やかに対応致します。事故の内容によっては、行政機関にも報告する事とします。但し、事業者が故意、過失がない場合は、この限りではありません。

## 【災害発生時の対応】

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない場合があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、必要に応じて訪問致します。

## 【感染症予防及びまん延防止対策】

感染症予防及びまん延を防止するために次の措置を講じるように努めます。

- ・感染症の予防及びまん延を防止するために、委員会の定期開催や職員に対する研修を実施します。

・感染症の予防及びまん延防止指針を整備します。

感染予防対策の一環として、訪問時にはサービス提供前後で手洗いをさせていただきます。サービス提供中は基本的に利用者様にはマスクの着用をお願い致します。また、サービスご利用当日の朝に検温をして頂き、同居のご家族様も含めて37.5℃以上の発熱がある場合は、お休みの対応を取らせて頂きますのでご連絡下さい。

#### 【高齢者の虐待への対応】

利用者様の人権擁護、虐待の発生又はその再発を予防するために次の措置を講じるよう努めます。

・虐待防止のための対策を検討するために、委員会の定期開催や職員に対する研修を実施します。

・虐待防止のための指針を整備します。

サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合には、高齢者虐待防止法に準じて行政機関に通報するものとします。

#### 【相談窓口、苦情対応】

当事業所 相談窓口：川島達宏

連絡先：029-864-7731 対応日：月～金曜日

つくば市 相談窓口：つくば市役所 高齢福祉課

連絡先：029-883-1111



## 【改訂年月日】

平成 21 年	3 月 31 日	改訂（ご利用料金）
平成 22 年	4 月 30 日	改訂（サービス内容）
平成 24 年	3 月 30 日	改訂（ご利用料金）
平成 24 年	12 月 26 日	改訂（振込先）
平成 26 年	3 月 20 日	改訂（ご利用料金）
平成 26 年	8 月 28 日	改訂（引き落とし料金、交通費距離算定方法）
平成 26 年	9 月 16 日	改訂（写真・動画の撮影について）
平成 27 年	3 月 26 日	改訂（ご利用料金）
平成 28 年	3 月 20 日	改訂（ご利用料金）
平成 28 年	6 月 1 日	改訂（事業所の概要）
平成 29 年	7 月 11 日	改訂（事業所の概要）
平成 30 年	3 月 16 日	改訂（ご利用料金）
令和 1 年	9 月 13 日	改訂（ご利用料金、引き落とし料金、交通費）
令和 2 年	1 月 24 日	改訂（訪問時の車の駐車場所に関して：追記）
令和 3 年	4 月 1 日	改訂（ご利用料金、領収書の再発行に関して）
令和 3 年	9 月 2 日	改訂（災害発生時の対応追加、連絡先等詳細の変更）
令和 4 年	5 月 1 日	改訂（本体電話番号変更、出張所住所変更）
令和 4 年	8 月 1 日	改訂（相談窓口担当者変更）
令和 4 年	12 月 1 日	改訂（引落料金サービス各自徴収）
令和 5 年	1 月 6 日	改訂（交通事情：追記）
令和 6 年	3 月 6 日	改訂（感染症予防及びまん延防止対策、高齢者の虐待への対応を追加）
令和 6 年	5 月 15 日	改訂（ご利用料金）